

令和8年 天草市農業委員会第5回総会議事録

令和8年5月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	山下和弘	君	2番	猪原真滋	君
3番	淀川洋一	君	4番	黒川紀世子	君
5番	平岡敬則	君	6番	福島恵美	君
7番	光崎修二	君	8番	富崎ますみ	君
9番	野中幸廣	君	10番	中村三千人	君
11番	赤崎保章	君	12番	榎田和壽	君
13番	鳴川哲広	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	木村英樹	係長	大塚晃輝
主査	野嶋美里	書記	小田優奈

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第28号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第30号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第6	議第31号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第7	議第32号	農地地用集積等促進計画(案)について
日程第8	議第33号	非農地証明書交付申請について
日程第9		報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 8 年天草市農業委員会第 5 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） ※会長挨拶省略

○事務局（木村英樹君） 本日は、榎田委員から 10 分程度遅れるという連絡をいただいておりますが現在過半数の委員が、ご出席でございますので総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは 8 番富崎委員、9 番野中委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 1991 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4 番（黒川紀代子君） 4 番黒川です。先日現地確認に行つてまいりました。この農地の前には手続き等で何回か訪れたことがありました。以前は晩柑が植えられていたのですが今は更地になっていました。またみかんを作られるのは良い事だと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 2 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 1138 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の

西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料米を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。5月23日地元の堤内推進委員と現地確認に行っていました。ただいま事務局からの説明があった通り問題ないと思われます。長年借りられていて今回売買となられたそうです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田944㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。ここも先日確認に行っていました。現地は水田で、田植えもしてありました。畦道も草刈りがされていて手入れが行き届いていました。周りの田に比べて手入れがされているなと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田286㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀代子君） 4 番黒川です。ここも現地確認に行ってきました。ここは畑なのですが家の裏庭みたいな感じで、周りはすごく高いブロック塀に囲まれていて探すのに苦労しましたが、家の方に教えてもらったんですけど、夏野菜など家庭菜園をされていて丁寧の手入れがされていて立派な畑になっていました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 5 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 1460 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。5 月 20 日に山下推進委員と現地確認に行きました。ここは第 1 種農地になるんですかね。周りには畑、田が広がっており申請地も整備されており何ら問題ないと思います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑342㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には梅・柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（猪原真滋君） 2番猪原です。昨日、松本推進委員と現地確認を行っております。既に木が植えられており管理されています。今回贈与という事で何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑112㎡、田745㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（大塚晃輝君） 中村委員が離席されていますので事務局で代読いたします。5月21日に小田推進委員と現地確認しました。何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 8番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑586㎡、田352㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。5月25日小松山推進委員と現地確認に行っていました。この集落は以前も何度か案件があった所ですが、地区の方々全員で盛り上がるような地区ですので今事務局の方が説明したように何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 9番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田550㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはハーブを栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。同じく5月25日小松山推進委員と現地確認に行っていました。譲受人の方は新規で天草以外から夫婦で入ってこられた方です。今は果樹を中心に作られていて何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 10 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 3344 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。21 日に小山最適化推進委員と現地確認を行いました。近場での売買という事で何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 3 ページをご覧ください。11 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 206 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。21 日に小山最適化推進委員と現地確認を行いました。すぐ隣に譲受人の方が住んでおられて農業をする計画のようです。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、11 番の本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 12 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 12 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 767 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。21 日に小山最適化推進委員と現地確認を行いました。双方同じくらいの方で野菜を作って、というようなことです。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 28 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑 732.71 m²を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、駐車場 9 台として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。5 月 22 日に山下推進委員と現地確認に行つてまいり

ました。画像をいいですか。左手側に公民館らしきものが建っているのですがその駐車場として利用されるのかなと思いました。ただその公民館や集会場の名称が何もなかったのですが、多分公民館なのだろうと思いますので問題はないと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 237 m²を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、貸駐車場 6 台として利用しています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員会のご意見ををお願い致します。

○3 番（淀川 洋一 君） 3 番淀川です。5 月 23 日に山下推進委員と現地確認を行いました。ここは私が最適化推進委員の時に 7～8 年前に調査に行ったところ、その当時からこの状況で、恐らくずっと前からこの状況で、事務局から通知を出された案件で、今回申請されたところだと思います。始末書も出されているので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 257 m²を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。

黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺住宅の駐車場が不足していたため、貸駐車場7台として利用しています。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。24日に山下推進委員と現地確認を行いました。この案件も事務局から通知されていた案件と思います。以前からこの様な状態でした。農地にするにはちょっと不適でありますので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑503㎡のうち271.85㎡を売買により取得し住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。5月21日に山下推進委員と現地確認をいたしました。周りは住宅地が広がっているので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 503 m²のうち 231.41 m²を売買により取得し住宅用地へ転用する案件です。1番の残地になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。5 月 21 日に山下推進委員と一緒に現地を確認いたしました。先ほどの 1 番の案件と隣接する案件ですので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田 1918 m²を売買により取得し、資材置場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業に必要な資材置場として利用されています。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。先ほどの図面でもありましたけども、始末書も出ていますけども、所有者は〇〇さんなのですが、ここは〇〇の若干手前のところの県道路沿いにある所なのですけど、相当前から〇〇という〇〇が利用しておりました。右の方に建物が見えますが、赤線で囲まれたところを今回資材置場、申請者は建設業土木関係を主とした建設業なのですけど、ここに重機等資材置き場として利用するという事なのですけど、このままだと右からの道路からの進入路は新しく作らなければならないと状況だと思うのですが、手前に白地と表現されている土地があると思うのですが、この土地には降り口が付いております。この土地を借用して赤に囲まれた土地を資材置き場として利用する事になるかと思います。ちなみに白地の意味を教えて欲しいのですが、この地番を付してある図面がありましたよね。白地という意味を私が理解していなくて、番地も付してないし大体はどういう意味で書かれているものですか。

○事務局（木村英樹君） おそらく白地は地籍調査の時点で字図に番地が入っていなかった土地になります。管理は国有地になります。番地が入っていれば所有者が紐づけされますけど白地は番地として紐づけされていませんで広義での国有地になります。

○12 番（榎田和壽君） 無番地なのですね。その土地を借地しての事業としてはなんら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 国有地というのは簡単に借用という事は出来るのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） 国の機関に売買の申し出をすれば、手続き自体は売買の契約は出来ると思いますが、占用の手続きをすると借地代がかかったりとするかもしれないですが、詳しくいく把握している訳ではないのですが、一般的に国有地を借用するという概念はありますので借用自体はできるかと思います。

○12 番（榎田和壽君） これは地籍調査の段階で古い字図に番地が振ってなかったという事ですかね。実際には台帳があり課税もされていると思うのですが。

○事務局（木村英樹君） 白地なので課税はされていないと思います。

○12 番（榎田和壽君） それでは所有者不明で、国有地になる訳ですね。地番が振っていない土地なんてあり得ないと思うのですが。これは国調の問題であるので、今回の転用については特に問題は無いのですが。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3 番（淀川洋一君） この図で見ると進入路が書かれていると思うのですが、この進入路を作る為に航空写真を見ると建物が立っていると思うのですが、進入路を作るためにこの建物は取り壊すんですか。

○12 番（榎田和壽君） 建物の手前の方に白地に降りる道があります。白地を通して赤色で囲まれた土地に入っていく事になると思います。先ほどの計画図の進入路の方は白地を使えないとなった場合の予定地です。手前の進入路を使うと、その部分は計画変更になるか

と思います。

○議長（山下和弘君） 淀川委員よろしかったでしょうか。

○3 番（淀川洋一君） はい。

○議長（山下和弘君） 他にご質問ないでしょうか。質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑167㎡を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が不足していたため、駐車場3台として利用されています。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲受人より提出されています。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。ここはですね、〇〇に面した住宅地の一角になります。先ほどの写真の中で、駐車場として使われていますけど、後ろの方に家が見えていますけど、そこが申請者の住宅という事です。その前には、かつて畑だったんですけど住宅に居住するにあたってその畑を駐車場として既に使っているものです。問題点としては特に何にもないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑128㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇

km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり
の区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。
次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、社宅の駐車場が
不足しているため、駐車場 3 台として利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。
農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。5 月 25 日地元の原田推進委員と現地確認に行ってい
ました。ここはですね、近くの〇〇の外国人研修生の社宅並びに駐車場としてこれまで何
件か案件に上がっている案件です。事務局からの説明があった通り何ら問題はないと思いま
す。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、5 番の件につきまして、質疑は
ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し
ます。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 30 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域
からの除外申請についてを議題とします。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致
します。

○事務局（野嶋美里君） この手続きは農用地区域に指定してある農地を、農地以外に転用す
るため、農用地区域から除外するための除外申請になります。この農業委員会総会では申請
農地が農振除外となることについての審議をお願いします。

なお、農振除外となった場合は、申請されている用途への、転用申請が改めて行われる見込
みです。

資料②の 7 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請者は〇〇の法人で、〇〇
の畑 4738 m²のうち 54 m²と 3474 m²のうち 48 m²を運搬用道路に転用する案件です。スクリー
ンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青
色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。全部で
2 枚あります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土
地利用計画の内容は、風力発電所を設置するための風車機材の運搬用道路を整備する計画で
す。次が農振農用地を表している航空写真になります。2 枚あります。次が除外後の農地区

分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） それではただ今説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定いたします。次に 2 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 2 番について説明します。申請者は〇〇の法人で、〇〇の畑 588 m²を調剤薬局に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、調剤薬局を建築し経営する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） それではただ今説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。申請者は〇〇の個人で、〇〇の田 1,552 m²を植林に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、山林として管理したいため、植林として転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、

農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○2番（猪原真滋） 2番猪原です。実は現地確認に行ってきました。申請内容を周りの方にまだ許可を取っていないという事で今後されるかなと思います。高齢であり、住宅にも近いので植林はどうかと、自分は思ったのですが、今回は農振除外と言う事で、除外自体は問題ないかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） 周りには農地はあるのですか。

○2番（猪原真滋） 少しだけ、昔ながらの段々畑で、下の方にも畑が続いていて、農地もありますし上にも横には住宅もあり、そこ辺りが引っ掛かりました。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんでしょうか。質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。申請者は〇〇の個人で、〇〇の田349㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、借家住まいのため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） それではただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は場外について異議なしと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 5番について説明します。申請者は〇〇の個人で、〇〇の田1029

m²のうち 445.43 m²を店舗に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在借りている物件が老朽化しており新たに店舗を新築する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（山下和弘君） それではただ今説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 6 番について説明します。申請者は〇〇の個人で、〇〇の田 758 m²のうち 146.81 m²と畑 315 m²を資材置場、駐車場、倉庫に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材置場及び駐車場、倉庫として使っていた土地が農地であることが判明したためです。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。昨日、小松山推進委員と現地確認へ行ってまいりました。お父さんの代に建てたという事で始末書も書いていただきましたし、本人も反省をしているようでした以上です。

○議長（山下和弘君） ただいま説明があった本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定致します。次に7番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(野嶋美里君) 7番について説明します。申請者は〇〇の個人で、〇〇の田 758 m²のうち 396.46 m²を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(山下和弘君) 1番山下です。これは6番のすぐ隣の田でして、娘さんが帰ってこられるという事で今回宅地にしたいという事です。以上です。

○議長(山下和弘君) それではただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

○議長(山下和弘君) それでは本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は除外について異議なしと決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第6、議第31号農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題といたします。

○事務局(野嶋美里君) 資料②の8ページをご覧ください。1番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、農業用倉庫として継続して利用しているため、農用地区域へ編入をするというものです。以上です。

○議長(山下和弘君) それでは本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

○12 番（榎田和壽君） これって編入ですよ。何のために編入するのですか。

○事務局（木村英樹君） 農用地と一緒に管理をしたいという事での申し出のようです。農業用倉庫として使ってらっしゃるので。現在この倉庫がですね。

○12 番（榎田和壽君） 今この倉庫のような物が建っているんですよ。これを解体して農地に戻すんですか。

○事務局（木村英樹君） いえ、農地に戻すという事ではなくて農業用倉庫として使うので、農振地に入れて欲しいという申請がっております。建っておりますので、今後は4条の許可不要届を出していただくように考えております。地目は農地であります。

○12 番（榎田和壽君） 必ずしも耕作用の農地ではなくても農業用施設当初の計画だったら入れたまますすめますけども、後からこういうのに追加するという事を認めているわけですか。市の農振地としてのメリットも何があるのか、個人としても何のメリットがあるのか理由がわからないのですが。問題ないから入れていいんじゃないの、という風になるんですかね。

○事務局（木村英樹君） 地目が農地でありまして、農業用倉庫ですので農用地区域に入れたいという申請が上がっております。

○12 番（榎田和壽君） 行政側の指導・要請ではないのですね。

○事務局（木村英樹君） 申請なのでご本人さんが農振地に入れたいという希望です。農振地域に入れると抜くのはなかなか難しいという事は農業振興課の方から説明はしてあります。それでも入れたいという希望から今回申請されたという事です。

○12 番（榎田和壽君） そういう方法があるという事です。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、本件は異議なしと決定いたします。

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第32号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の9ページから22ページをご覧ください。

利用権の新規設定の計画が13件、再設定が11件、更新の計画が4件、再配分の計画が0件、利用権移転の計画が0件、合計28件で、筆数67筆、総面積が93,724㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法

人以外の法人であり、資料③の 11 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明がありました、各委員担当の地区の確認をお願いします。

○議長（山下和弘君） それでは、本件につきまして質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（山下和弘君） 日程第 8、議第 33 号「非農地証明書交付申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体 49 筆、面積 41065 m²となっております。資料 ③の 12 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 23 ページから 25 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。

1 から 12 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇km、〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 5 枚あります。次が現地の写真です。全部で 6 枚あります。次が 13 から 19 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、西へ〇〇km、南西へ〇〇km、南へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 4 枚あります。次が現地の写真になります。全部で 4 枚あります。次が 20 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。赤丸は写真をとった位置になります。次が現地の写真になります。

次は 21 から 25 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。21、22、23、25 番は筆界未定地ですが、他の土地の地目が原野となっているため申請可能と思われます。赤丸は写真をとった位置になります。次が現地の写真になります。次が 26 から 29 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、南へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。次が 30 から 32 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。次が 33 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 34 から 38 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。次は 39 番、

40 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次は 41 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 42 から 45 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、南へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。45 番は筆界未定地ですがそのほかの土地の地目が原野であるため、申請可能と思われます。赤丸は写真をとった位置になります。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。次が 46 番、47 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 48 番の地図です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 49 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました案件につきまして再度写真で確認いたします。

○議長（山下和弘君） ご意見があれば伺いたいと思います。

○3 番（淀川洋一君） 40 番をもう一度出してもらってもいいですか。どうでしょう。

○議長（山下和弘君） 現地はどのような感じですか。

○事務局（木村英樹君） 現地は腰高 45 センチぐらいで数年耕作されていないという状況で、原野化しているという事で非農地だと判断しています。

○3 番（淀川洋一君） 木も生えていないし、他の写真と比べても農地として、もし利用しようと思えばできるんじゃないかなと思ったので質問しました。

○議長（山下和弘君） 周りには農地がない状態なんですかね。

○事務局（木村英樹君） もう数年人が立ち入っていない状態です。

○3 番（淀川洋一君） 少し納得はしませんが、周りの状況がそうであれば。以前非農地の判断に行ったことがあるのですが、これぐらいだったら許可されないような感じだったんですね。

○議長（山下和弘君） 人がなかなか入った形跡がないという事、周りに農地がないという事を考えるとですね。非農地にせざるを得ないのかなと。

○3 番（淀川洋一君） 今後耕作もされないという事でしょうから。

○議長（山下和弘君） 黒川委員はこの場所は分かりますか。

○3 番（淀川洋一君） 奥の方にはお墓も見えていますが。

○4 番（黒川紀世子君） 山は木が多く判断が難しく、建物があったり基準があればいいので

すが。写真を見ても判断が難しいです。

○議長（山下和弘君） みなさん非農地という事でよろしかったでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 他にご質疑はなかったでしょうか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 他に無ければ、ご異議がありませんので、非農地と認定致します

○議長（山下和弘君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の26ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は在りませんでした。第4条、第5条の許可不要転用届は1件、畑を農業用通路として利用したいというものでした。

以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和8年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

閉 会 15時35分

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 富崎ますみ

署名委員 野中幸廣